

定住促進若年層住宅取得支援事業 5月1日から申請受け付けを開始します！

若年世帯および子育て世帯の町内定住促進と地域経済の活性化を目的に、住宅取得等に要する費用の一部を助成します。

対象者 世帯主が18歳以上40歳未満の「若年世帯」もしくは15歳以下の子を扶養し、かつ同居する「子育て世帯」

助成内容 ①新築住宅建築…建築費用の5%以内 上限100万円
②中古住宅購入…購入費用の5%以内 上限50万円
③町有分譲宅地購入…土地購入費の実費分



申請期間 5月1日(金)から交付申請書の受け付けを開始します。 (町ホームページ)
交付申請書提出期日：12月25日(金)

申請書類や詳細の補助要件については、町ホームページをご確認ください。

その他 ※新築住宅は町内建築事業者が建築を請け負うものに限りです。
※中古住宅購入に合わせ、住宅性能を向上させる改修（長寿命化・ユニバーサルデザイン化・省エネルギー化）を行った場合は、上限10万円の加算金が加算されます。

※令和8年1月1日以降に建築、取得した住宅等が対象となります。

問い合わせ先：企画政策課 政策推進係 ☎82-8213

空き家解体補助金 5月1日から事前申請受け付け開始

良好な住環境の形成、地域の活性化を目的に、空き家等解体費用の一部を助成します！

■事前申請受付期間 5月1日(金)～29日(金)

■補助金の額 補助対象費用の1/2 最大50万円

■主な補助の条件 (1) 町の都市計画区域内にある空き家等であること
(2) 所有権以外の権利が設定されていないこと
(3) 国や地方公共団体等による他の補助金等を受けていないこと
(4) 建物のほか、塀、樹木ほか全てを解体・更地にすること
(5) 町内の解体事業者等が解体を行うこと
(6) 令和9年2月末日までに解体工事が完了すること

※上記のほか、交付要綱に定める全ての条件を満たす必要があります。

※事前申請にて諸条件を確認した後、交付申請の手続きとなります。交付申請の受付期間等は事前申請提出者に個別に連絡します。

※申請数が予算の上限に達した場合は、空き家等の損耗度を調査し、状態の悪い空き家等から優先して交付決定いたします。

※補助金は解体工事完了後の振り込みとなります（実績報告から約30日後）。

※交付要綱や申請様式は町ホームページから確認してください。⇒



申請・問い合わせ先：企画政策課 政策推進係 ☎82-8213

令和7年度防衛省特定防衛施設周辺整備調整交付金活用事業



①消防職員用防火衣等の購入

安全な消火活動に必要な防火衣や装備品を購入しました。

事業費：25,511,200円【交付金：25,000,000円、一般財源：511,200円】

②基金造成事業（主食費および副食費無償化事業）

幼児教育において子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、

主食費、副食費の無償化を実施するための基金を造成しました。

事業費：6,946,000円【基金積立額：6,946,000円】



問い合わせ先：企画政策課 企画係 ☎82-8213